

ふんそうかいけつ 紛争解決 のこと

○ 紛争解決

個人と個人のトラブルは、話し合って解決できれば、一番いいです。

話し合っても解決できないとき、裁判を起こしたり、解決のための期間に頼んだりできます。

解決のための機関は民事調停、仲裁センターです。

紛争解決センター、示談あっせんセンターなどのなまえもあります。

○ 裁判にかかるお金

裁判にかかるお金は、訴訟にかかるお金と弁護士に払うお金です。

訴訟にかかるお金は裁判を始めるためのお金です。

弁護士に払うお金には着手金と報酬金があります。

着手金は、解決までの弁護士の仕事にに対して払います。弁護士と契約するときに

払います。

報酬金は、裁判の結果(=判決といいます)によって認められた金額から

計算します。

裁判で勝つ見込みがあるのに、お金がない場合、お金を借りることができます。

日本司法支援センター(愛称:法テラス)がお金を貸します。

裁判にかかるお金を法テラスが先に払います。

あなたは、毎月少しづつわざで法テラスに貸してもらったお金を返します。

せいかつのかいわんこと(にしのみやしのばあい)

弁護士への 報酬金も 法テラスが 先に 払います。

これを 返す ときも 少しづつ 分けて 返す ことが できます。

詳しい ことは、近くの 弁護士会に、日本語が わかる人と 一緒に 行って 聞いてください。

れんらくさき
(連絡先)

法テラス	兵庫	0570-078334	(050-3383-5440)
法テラス	阪神	0570-078335	(050-3383-5445)



○ 西宮市の 市民相談

生活のことなど、色々なことを 相談する ことができます。

（相談できる所）

西宮市役所 市民相談課 0798-35-3100

* 法律の 相談ができる 日

月曜日、水曜日、金曜日

* 法律の 相談ができる 時間

13:00-16:00

相談に行くときは 行く 前に でんわ 電話で よやく 予約を 入れて 下さい。

相談に行く日の 朝の 9:00 から 予約が できます。

※ 月曜日と 金曜日は、1週間前から 早く 予約 できます。

※ くわしいことは、にほんごが わかるひとと いっしょに きいて ください。

せいかつ いろいろなこと (にしみやしの ばあい)